

1 WTO政府調達協定（資料Ⅲ－1）の関連措置

(1) WTO政府調達協定の加盟国・地域の現状

WTO政府調達協定の加盟国・地域は当初23であったが、平成18年1月現在、38の国・地域が政府調達協定の締約国(注)となっている。

(注) WTO政府調達協定の締約国（平成18年1月現在）

日本、カナダ、欧州共同体（EC）、オーストリア、ベルギー、キプロス、チェコ、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイerland、イタリア、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、オランダ、ポーランド、ポルトガル、スロバキア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、イギリス、香港、アイスランド、イスラエル、大韓民国、リヒテンシュタイン、蘭領アルバ、ノールウェー、シンガポール、スイス及び米国

(2) 「政府調達の透明性に関する作業部会」（資料Ⅲ－2）

平成8年12月、WTO体制となって初の閣僚会議（127ヶ国の閣僚等が参加）がシンガポールにおいて開催された。この第1回WTO閣僚会議において「政府調達の透明性に関する作業部会」を設置することが決定された。

これを受け、平成9年5月に第1回公式会合が開催されて以来、公式会合に加え、多数の非公式会合、フレンズ会合が開催されている。

「政府調達に関する透明性作業部会」は、各国の政策に資するような政府調達の透明性に係る研究、また、政府調達に関し各国が合意可能な要素の特定と位置付けられているため、WTO政府調達協定の締約国（上記）以外の国も作業部会に参加している。

平成11年11月にシアトル（米国）において行われた第3回WTO閣僚会議では、こうした作業部会における議論を踏まえ、政府調達の透明性に関する合意作成にむけた交渉の立ち上げについて議論された。また、平成13年11月にドーハ（カタール）で開かれた第4回WTO閣僚会議では、閣僚宣言において、政府調達の透明性についてこれまでの検討作業を続け、第5回閣僚会議後に多国間のルールについて交渉することとされたが、本ラウンドにおいては交渉化されないことが平成16年7月に開催された一般理事会において決定された。

2 経済連携協定について

(1) 日・シンガポール新時代経済連携協定

平成14年1月シンガポールにおいて、小泉内閣総理大臣は同国のゴー・チョクトン首相との間で、貿易・投資の自由化に留まらない幅広い分野での経済連携を強化することを目的として、日・シンガポール新時代経済連携協定に署名した（同年11月30日に同協定は発効）。本協定は我が国にとってはじめての自由貿易協定であり、本協定の締結によって我が国とシンガポールの経済活動が一段と活性化されている。

本協定においては、物品とサービスの政府調達分野についてWTO政府調達協定上の義務を上回る内容の措置をとることが盛り込まれており、具体的には、両国は対象基準額を13万SDRから10万SDRに引下げ、相手国の供給者に対して入札の機会を拡大することを約束している。

(2) 日・メキシコ経済連携協定

平成16年9月メキシコにおいて、小泉内閣総理大臣は同国のフォックス大統領との間で、包括的な経済連携を推進することを目的として、日・メキシコ経済連携協定に署名した（平成17年4月に同協定は発効）。本協定の締結によって両国が本来有している相互補完性が発揮され、二国間経済関係が一層強化されることが期待されている。

本協定においては、両国がこの協定の適用を受ける政府調達について、相手国の物品及びサービス並びにそれらを提供する者に対し、自国の物品、サービス及び供給者に与える待遇よりも不利でない待遇を与えることを約束している。過去には、FTA未締結を理由に日本企業がメキシコの政府調達から排除される事例があったが（メキシコはWTO政府調達協定未締結）、協定締結により日本企業も内国民待遇を享受することとなった。

3 アクション・プログラム関連措置について

(1) 政府調達セミナーの開催

平成6年2月の第20回アクション・プログラム実行推進委員会において決定された『政府調達に関するアクション・プログラム』及び同年3月の第21回アクション・プログラム実行推進委員会において決定された『物品に係る政府調達手続について(運用指針)』に基づき、外務省は毎年、政府調達セミナーを開催している。平成17年に於いては、4月27日(国内62業者、外国32業者が参加)に開催している。

上記の2つの自主的措置では、外務省以外の各省庁等においても必要に応じ政府調達に関するセミナーを開催することとされている。平成17年における開催状況は次のとおりである。

表Ⅲ－1 各省庁等における政府調達セミナー等の開催状況

(平成17年)

調 達 機 関	開 催 日	調 達 分 野
国家公安委員会(警察庁)	平成17年5月19日	政府調達セミナー、政府調達年次会合(電)
防衛庁	平成17年5月27日	政府調達セミナー、政府調達年次会合(医)
総務省	平成17年5月18日	政府調達セミナー、政府調達年次会合(電・医)
文部科学省	平成17年5月19日	政府調達セミナー、政府調達年次会合(電・医)
厚生労働省	平成17年5月19日	政府調達セミナー、政府調達年次会合(医)
国土交通省	平成17年5月19日	政府調達セミナー、政府調達年次会合(電)

(2) 自主的レビュー会合の開催について

平成6年3月の第21回アクション・プログラム実行推進委員会において決定された『物品に係る政府調達手続について(運用指針)』、『日本の公共部門における電気通信機器及びサービスの調達に関する措置について』及び『日本の公共部門における医療技術製品及びサービスの調達に関する措置について』では、運用指針及びそれぞれの措置のレビューを自主的に実施することとしている。また、レビューの際には内外の供給者(企業・団体)から意見・要望の聴取を行うこととされている。これに基づき、アクション・プログラム実行推進委員会の下の自主的レビュー会合(各省庁等の会計課長相当職で構成)において、毎年、自主的措置のレビューを行っている。

平成17年においても、クエスチョネア調査を実施し、自主的措置の実施状況及び活用状況について供給者から意見を聴取した。さらに、11月24日には、自主的レビュー会合を開催し、統計等に基づく自主的措置のフォローアップを行い、クエスチョネア調査の結果(資料Ⅲ-3)をも踏まえ、「今後の政府調達の運営に関する取り組みについて(資料Ⅲ-4)」をとりまとめた。

また、平成13年度から、上記調査を通じて寄せられた意見・要望のうち、①多数よせられたもの、②措置の改善のために重要であるもの、及び③広く世の中に周知することが適当なものについて、政府等からの回答とともに首相官邸ホームページに掲載することとしている(資料Ⅲ-5)。

(3) アクション・プログラム実行推進委員会

平成17年においては、12月9日に第38回アクション・プログラム実行推進委員会が開催され、前記自主的レビュー会合においてレビューされた自主的措置の実施状況を確認するとともに、自主的レビュー会合が取りまとめた「今後の政府調達の運営に関する取り組みについて」(資料Ⅲ-4)を了承した。

(4) 基準額

基準額については、WTO政府調達協定附属書 I において特定される調達契約の区分に応じた適用基準額(SDR)を邦貨換算して得られる額が告示されている。(基準額の改訂は2年度毎)。

アクション・プログラム実行推進委員会策定の政府調達に関する各自主的措置に定められている基準額については、これらの告示に応じて改訂されており、平成18年4月1日から20年3月31日まで適用される基準額は資料Ⅲ－6のとおりである。